

別記様式1

内閣府本府が締結した契約総括表

【対象期間 年 月 日から 年 月 日】

契 約 方 式	件 数	備 考
【一般競争契約】		
①最低価格落札方式		
②総合評価落札方式		
【随意契約】		
③企画競争		
④公募		
⑤企画競争、公募及び不落・ 不調を除く随意契約		
⑥不落・不調随契		
合 計		

内閣府本府が締結した契約一覧表

【契約方式 一般競争契約(最低価格落札方式)】

【対象期間 年 月 日から 年 月 日】

(単位:円)

[illegible]

- 1 契約区分には、「物品等の購入」、「物件の借り入れ」、「請負・役務の提供」又は「工事又は製造」の別を記載する。
- 2 次のものは、報告対象から除くものとする。
 - (1) 国の行為を秘密にする必要があるもの
 - (2) 工事又は製造にあつては、予定価格が400万円を超えないもの
 - (3) 物品等の購入にあつては、予定価格が300万円を超えないもの
 - (4) 物件の借り入れにあつては、予定賃借料の年額又は総額が150万円を超えないもの
 - (5) 請負・役務の提供にあつては、予定価格が200万円を超えないもの
 - (6) 収入原因契約

内閣府本府が締結した契約一覧表

【契約方式 一般競争契約(総合評価落札方式)】

【対象期間 年 月 日から 年 月 日】

(単位:円)

番号	契約区分	契 約 件 名	支出負担行為担当官の氏名等	契約の相手方	契約日	予定価格 (a)	契約金額 (b)	落札率 (b)／(a)	入札者数	備 考

- 1 契約区分には、「請負・役務の提供」と記載する。
- 2 次のものは、報告対象から除くものとする。
 - (1) 国の行為を秘密にする必要があるもの
 - (2) 請負・役務の提供にあっては、予定価格が200万円を超えないもの

内閣府本府が締結した契約一覧表

【契約方式 随意契約(企画競争)】

【対象期間 年 月 日から 年 月 日】

(単位:円)

番号	契約区分	契約件名	支出負担行為担当官の氏名等	契約の相手方	契約日	予定価格 (a)	契約金額 (b)	落札率 (b)/(a)	提案者数	備考

- 1 契約区分には、「物品等の購入」、「物件の借り入れ」、「請負・役務の提供」又は「工事又は製造」の別を記載する。
- 2 次のものは、報告対象から除くものとする。
- (1) 国の行為を秘密にする必要があるもの
 - (2) 工事又は製造にあつては、予定価格が400万円を超えないもの
 - (3) 物品等の購入にあつては、予定価格が300万円を超えないもの
 - (4) 物件の借り入れにあつては、予定賃借料の年額又は総額が150万円を超えないもの
 - (5) 請負・役務の提供にあつては、予定価格が200万円を超えないもの
 - (6) 収入原因契約

内閣府本府が締結した契約一覧表

【契約方式 随意契約(公募)】

【対象期間 年 月 日から 年 月 日】

(単位:円)

番号	契約区分	契約件名	支出負担行為担当官の氏名等	契約の相手方	契約日	予定価格 (a)	契約金額 (b)	落札率 (b)／(a)	参加者数	備考

- 1 契約区分には、「物品等の購入」、「物件の借り入れ」、「請負・役務の提供」又は「工事又は製造」の別を記載する。
- 2 次のものは、報告対象から除くものとする。

(1) 国の行為を秘密にする必要があるもの

(2) 工事又は製造にあつては、予定価格が400万円を超えないもの

(3) 物品等の購入にあつては、予定価格が300万円を超えないもの

(4) 物件の借り入れにあつては、予定賃借料の年額又は総額が150万円を超えないもの

(5) 請負・役務の提供にあつては、予定価格が200万円を超えないもの

(6) 収入原因契約

内閣府本府が締結した契約一覧表

【契約方式 随意契約(企画競争、公募及び不落・不調を除く随意契約)】

【対象期間 年 月 日から 年 月 日】

(単位:円)

番号	契約区分	契約件名	支出負担行為担当官の氏名等	契約の相手方	契約日	予定価格 (a)	契約金額 (b)	落札率 (b)／(a)	備考

1 契約区分には、「物品等の購入」、「物件の借り入れ」、「請負・役務の提供」又は「工事又は製造」の別を記載する。

2 次のものは、報告対象から除くものとする。

- (1) 国の行為を秘密にする必要があるもの
- (2) 工事又は製造にあつては、予定価格が400万円を超えないもの
- (3) 物品等の購入にあつては、予定価格が300万円を超えないもの
- (4) 物件の借り入れにあつては、予定賃借料の年額又は総額が150万円を超えないもの
- (5) 請負・役務の提供にあつては、予定価格が200万円を超えないもの
- (6) 収入原因契約

内閣府本府が締結した契約一覧表

【契約方式 随意契約(不落・不調随契)】

【対象期間 年 月 日から 年 月 日】

(単位:円)

番号	契約区分	契 約 件 名	支出負担行為担当官の氏名等	契約の相手方	契約日	予定価格 (a)	契約金額 (b)	落札率 (b)／(a)	競争参加 者数	備 考

1 契約区分には、「物品等の購入」、「物件の借入れ」、「請負・役務の提供」又は「工事又は製造」の別を記載する。

2 次のものは、報告対象から除くものとする。

- (1) 国の行為を秘密にする必要があるもの
- (2) 工事又は製造にあつては、予定価格が400万円を超えないもの
- (3) 物品等の購入にあつては、予定価格が300万円を超えないもの
- (4) 物件の借入れにあつては、予定賃借料の年額又は総額が150万円を超えないもの
- (5) 請負・役務の提供にあつては、予定価格が200万円を超えないもの
- (6) 収入原因契約

別記様式3

再説明請求処理事案説明書

1. 担当所属名

入札・契約担当所属名	
工事担当所属名	

2. 対象工事

工事名	
工事場所	

3. 申立者の概要

住所	
称号又は名称	
代表者氏名	
業種・等級	(当該事案に係るもの)

4. 説明請求及び回答

請求年月日	年 月 日
請求要旨	
回答年月日	年 月 日
回答要旨	

5. 再説明請求及び発注者の意見

請求年月日	年 月 日
請求要旨	
発注者の意見	